

令和5年度 第2回佐賀市地域公共交通協議会議事録

開催日	令和6年2月1日（木） 13：28～15：23	
出席者	委員	鈴木会長、五十嵐副会長、牟田委員、草野委員（代理：平井様）、小島委員、大串委員、下川委員、山本委員、牛島委員、岩松委員、松本委員、江頭委員、福田委員、石上委員（代理：唐川様）、坂井委員（代理：木村様）、小城原委員、犬尾委員、古賀一彦委員、古賀香光委員、中尾委員
	事務局	稲又都市戦略部長、溝口交通政策課長、内川交通政策係長、江口交通政策課主査、山口交通政策課主事
欠席者	大鶴委員、野口委員	
議事	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市地域公共交通計画の変更について ・佐賀市地域公共交通利便増進実施計画（案）について ・規約の改正について 	
報告	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ・諸富・橋津線について 	
傍聴者（公開）	なし	
報道機関	1社	

【報告1：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について】

事務局から説明（割愛）

○会長

A評価、B評価、C評価とは？

○委員

A評価は「達成」、B評価は「一部達成できていない部分がある」、C評価は「達成できなかった」というもの。

報告1終了 13:44

【報告2：諸富・橋津線について】

事務局から説明（割愛）

○委員

資料2の20ページ 特定の時間でルート変更をする理由は？

●事務局

地元の検討協議会において、全便ルート変更するパターンや一部の便をルート変更するパターンを検討した結果である。その検討協議会の中でも「一部だと混乱するのではないか」といった声もあったが、最終的には検討協議会で決定したものである。

○委員

地元で合意しているということだが、利用者はルートが変わる時間帯を記憶しておかなければならないので、高齢者にとっては難しく感じてしまう。実際利用してみて、今後も検討されると思うので、考えてやって欲しい。

●事務局

地元の検討協議会では、日中の高齢者の方をターゲットとして、その方々の移動手段を確保したいという内容になっている。既存ルートでの朝の便や夕方の便では、学生や通勤で利用者もいるので、日中の時間帯を変えるという議論となっていた。

最終的には試験運行を行い、利用が多い便のみを変更するという事で、地元合意となった。

○委員

12ページ 回収率が3割の中で、60代、70代、80代で4分の3を占めているが、今回の試験運行で増えたかと理解していいのか。

●事務局

アンケートは試験運行利用者だけでなく、試験運行ルート沿線自治会の世帯でとっているため、このグラフの回答者が試験運行で増えたというものではない。

報告2終了 14:06

【議事1：佐賀市地域公共交通計画の変更について】

【議事2：佐賀市地域公共交通利便増進実施計画（案）について】

事務局から説明（割愛）

○委員

社会資本整備総合交付金は、地域公共交通に対し、新たな国の支援制度として今年度創設されたもの。これまでなかなか支援の対象にならなかった規模の大きなハード整備が対象になり、佐賀市はいち早く活用の手を挙げている。この手続きには利便増進実施計画の策定の他に社会資本整備計画の策定、B/C（費用便益費）の算出など短時間での対応をしている。

○委員

利便増進計画を策定することで、佐賀市の公共交通が確保維持されていくものと捉え、いい取り組みだと感じた。利便増進計画の策定期限の確認とEVバスの導入について

での計画見通しがどうなっているのかを確認したい。

●事務局

地域公共交通利便増進実施計画の策定主体は「佐賀市」となっている。本協議会に示した理由としては、佐賀市としてはじめて策定する計画であることとともに、地域公共交通計画のアクションプランという位置づけのため、皆様のご意見を頂戴いただければという趣旨がある。

地域公共交通利便増進実施計画は大臣認定が必要であり、本協議会で策定に向けて承認をいただいた案をベースに、国と最終調整を行い、大臣認定を受けてからの公表となる。認定を受けるものなので時期ははっきりとは答えられないが、2月末か3月上旬となるスケジュール感を考えている。

また、EVバスの導入については、佐賀市として導入するものではないことから、佐賀市としての計画というのは現時点では持ち合わせていない。事業者と協議をしながら進めていきたい。

○委員

国の骨太方針として「2034年までに新車の購入はEV化を図る」となっているため、それに向けて検討しているところである。

○委員

全体の趣旨としては賛成だし、推進すべきだと思う。地域公共交通計画との整合性の部分が理解できていなくて、今回の改正は社会資本整備総合交付金を活用できるように、地域公共交通計画の中に利便増進実施計画に記載している部分を追記した形となっている。

後追い感、後付け感の印象が強いため、今回改正を行う地域公共交通計画の中に「利便増進実施計画を作成し、交付金を活用していく」という記載をして、位置付けるべきではないか。

●事務局

ご指摘のとおり、地域公共交通計画の中には利便増進実施計画の位置づけはなされておらず、2つの計画の連動性の部分で弱いと気づかされた。利便増進実施計画の中では地域公共交通計画との関連性を記載しているため、地域公共交通計画への記載を行うことで整合性を図っていきたいが、記載については事務局にらせていただくということで本協議会の意見として承ってよいか。

○会長

第1号議案については、地域公共交通計画と利便増進実施計画の関係性についての追記すること、また追記内容の文言等については、事務局に任せるということでよいか。

また、第2号議案については、概ねの方向性について承認いただき、大臣認定に向け市が調整していくということによいか。

○委員

異議なし

議事 1、2 について同意 14:59

【議事 3：規約の改正について】

事務局及び監事から説明（割愛）

○委員

複数の事業者が委員として参画している地域公共交通会議で運賃や料金を協議することが、独占禁止法上好ましくないという趣旨での法改正である。

態様等の「等」はルートやダイヤを協議することがあることから残すことが適当とアドバイスしたものである。

○委員

第 5 項は法改正とは関係ないのか。

○委員

今回の法改正は旅客運送事業者が対象になっており、市町村有償運送に関しては従来そのままとなっている。

○委員

新たな運賃を協議する協議会の構成員は現段階でどのように考えられているのか。

●事務局

市で要綱を作成し、該当のエリアや事業者で構成するものと考えている。例えば、富士町であれば、富士町で運行されている事業者や地元の検討協議会の代表になる。

○委員

市町村または都道府県と記載があるが、県には土木事務所や県警があるが、そのあたりはどうか。

●事務局

交通担当のセクション、市で言えば交通政策課が担当する。県は土木事務所や県警等、道路管理者や公安委員としての参画はない。

議事 3 について同意

議事終了 15:15

その他

○委員

報告 2 の諸富・橋津線のルート変更について、住民が気になることは便利になることと安全かということ。新ルートは諸富北小学校の通学路となっており、街路樹も多い。危険なバス停にならないような安全対策をお願いしたい。また、道路を横断することが多くなると思うので、その点についても安全対策をお願いしたい。

閉会 15:23